平成２７年（フ）第１８３０号
札幌市南区真駒内緑町４丁目１番11―207号
債務者　鈴木　　真
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８５９号
北海道石狩市花川南４条１丁目244番地
債務者　佐々木幸子
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８８３号
札幌市中央区南３条西２丁目６番地　ＨＢＣ３条ビル
債務者　朝夷　徳義
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８９１号
札幌市南区石山２条２丁目13番14号
債務者　石山えみ子
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９０３号
札幌市厚別区厚別南２丁目２番28号　ブランシュール山本107号
債務者　山保世津子
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９０８号
札幌市白石区菊水元町１条４丁目１番34―203号
債務者　西　　圭介
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９１１号
札幌市東区北24条東17丁目２番15号　マンション日興７号
債務者　稲見喜代子
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９３３号
札幌市北区北26条西８丁目３番15号　グリンクロード101号
債務者　中田　雪夫
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９３６号
札幌市東区北42条東13丁目２番15号　アップルハウス北42条Ⅱ207号
債務者　松本　久光
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９４２号
札幌市東区北32条東10丁目１番32号　大西アパート３号
債務者　高見　照子
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９４８号
札幌市東区北22条東16丁目２番26―202号
債務者　安田　佳弘
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９５０号
北海道石狩市花川南９条４丁目56番地
債務者　五島よう子
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９５１号
札幌市手稲区富丘３条５丁目８番16―206号
債務者　五島　里佳
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９５４号
札幌市豊平区福住１条１丁目６番10号　あずまアパート２Ｆ５号
債務者　中田　寛行
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９５５号
札幌市豊平区福住１条１丁目６番10号　あずまアパート２Ｆ５号
債務者　中田　優子
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９６８号
札幌市厚別区厚別西２条１丁目１番19号
債務者　阿部　　進
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９７４号
北海道江別市あけぼの町３番地　あけぼの団地Ｌ３―15号室
債務者　高畑　千春（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９８０号
北海道恵庭市恵み野西１丁目５番１（エメラルドグリーンビルＶ602号）
債務者　浜崎　隆治
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部